

大館能代空港団体旅行利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館能代空港の利用促進を図るため、大館能代空港発着便を利用した団体旅行を募集並びに受注又は手配する国内旅行社に対し、予算の範囲内において、大館能代空港団体旅行利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる団体旅行(以下「対象事業」という。)は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに大館能代空港の発着便を利用する募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行で、包括団体旅行運賃、団体包括旅行運賃、又は、団体割引運賃を適用した有償搭乗者(添乗員を除く。)が5人以上の団体旅行とする。

2 前項に規定する団体旅行のうちで、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除く。

(1) 地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して、所属する公務員を対象として実施(主催)又は他の団体に業務を委託して実施するもの

(2) 本協議会が実施する他の補助制度による助成を受けるもの

(3) その他会長が不相当と認めるもの

3 補助金の交付の対象となる国内旅行社(以下、「補助事業者」という。)は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行業の登録を受けた者の日本国内の事業所(本社、地区営業本部、支社、支店及び営業所をいう。)とする。

(交付金額及び条件)

第3条 補助金の交付金額及び条件は次表に定めるとおりとする。

区分	交付金額及び条件
国内定期便	片道利用 2,000 円/人 往復利用の場合、それぞれの便の交付金額の合算額とする。 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、当該対象事業の完了が確認された年度の補助対象とする。 12月1日から2月末日までの搭乗分については、1人あたり片道1,000円を加算する。
チャーター便	片道利用 1,000 円/人 国際チャーター便も同様とする。

2 前項の交付条件に関わらず、補助事業者からの申し出があった場合で、やむを得ない事情があると認められるときは、会長が別に交付条件を定めた上で、補助金を交付することができる。

3 補助金の交付額が予算額に達した場合は、受付を終了することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、対象事業の催行日の1か月前までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、総会前に催行する対象事業については、事前に協議会へ相談があり、会長が適当と認めた場合に限り対象とする。

(1) 受注型企画旅行又は手配旅行の場合は旅行行程表、募集型企画旅行の場合は旅行商品パンフレット等旅行の行程を示す書類

(2) その他会長が必要と認めるもの

2 第1項に規定する補助金交付申請書が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定を補助金承認通知書(様式第2号)により速やかに当該申請した補助事業者に通知する。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

(1) この要綱の規定に従うこと。

(2) 補助金交付事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、対象事業の完了後、実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、対象事業完了後30日以内に会長に速やかに提出しなければならない。

(1) 搭乗者名簿

(2) 旅行会社が発行する搭乗実績証明書等

(3) その他会長が必要と認めるもの

2 会長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金確定通知書(様式第4号)により速やかに当該実績報告書を提出した補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は補助金確定通知書を受け取ったときは、補助金交付請求書(様式第5号)により請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 会長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第9条 会長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、対象事業の当該取消した部分に係る補助金について、返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。